最終更新日：2015年6月29日

ラサ商事株式会社
代表取締役社長　井村　周一
問合せ先：常務取締役経営企画室長　大岡　隆
証券コード：3023
http://www.rasaco.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営テーマと認識し、積極的に取り組んでおります。その基本的な考え方は、取締役会および監査役会を中心として、コーポレート・ガバナンスの充実を図り、株主・取引先等ステークホルダーへの説明責任を果たし、健全で透明性が高く、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営体制を構築、維持することです。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
大平洋金属株式会社	1,040,000	8.38
MSIP CLIENT SECURITIES	752,200	6.06
ATLAS COPCO CONSTRUCTION TOOLS AB	400,000	3.22
日本生命保険相互会社	370,000	2.98
株式会社損害保険ジャパン	370,000	2.98
東京海上日動火災保険株式会社	360,000	2.90
クニミネ工業株式会社	290,000	2.33
株式会社みずほ銀行	260,000	2.09
大平洋機工株式会社	207,000	1.66
三機工業株式会社	200,000	1.61

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
唐津　利明	他の会社の出身者									○		
森脇　幸治	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
唐津　利明	○	関ベン鉱業株式会社 代表取締役社長 唐津氏が代表取締役社長を務める関ベン鉱業株式会社の親会社であるクニミネ工業株式会社の社外取締役として、当社社員が相互就任しております。（2014年6月27日） 当社とクニミネ工業株式会社とは、相互に株式を保有（保有比率3%未満）しておりますが、現在、売上につながる取引はございません。	同氏は、クニミネ工業株式会社の子会社である関ベン鉱業株式会社の代表取締役社長として、経営の豊富な経験と幅広い見識をもとに、コーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。 また、同氏と当社の間で、人的関係、取引関係、資本的関係等の特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
森脇　幸治	○	森脇氏は、当社の取引先であるラサ工業株式会社にて専務取締役経営企画室長などを経験された後、2011年6月に同社取締役を退任しております。当社は1939年1月に同社の子会社として設立されましたが、1961年11月に同社が当社株式を全株売却したことにより関係会社ではなくなっております。また、現在同社は当社株	同氏は、過去にラサ工業株式会社の専務取締役経営企画室長などを歴任し、経営の豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社のコーポレート・ガバナンス強化に十分貢献していただけると判断したため、社外取締役に選任しております。

		式を保有しておりません。 なお、当社は同社製シールド掘進機などを販売しておりますが、同社からの購入額は同社売上高の相当部分を占めるものではありません。	また、同氏と当社の間で、人的関係、取引関係、資本的関係等の特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査役監査の質と効率の向上のため、また、会計監査人の監査の相当性の判断のためにも、会計監査人との連携は不可欠との認識を持っております。具体的には、会計監査人から監査計画書を受領し、会計監査人の往査および監査総評に常勤監査役が立ち会うほか、監査の実施経過について報告を求めております。また、監査役は期中監査で発見された事項等について会計監査人との間で、幅広く意見交換を行うことによって、会計監査人の監査の相当性についての判断を行っております。
監査役は、内部監査室から内部監査計画書を受領し、意見・情報交換を行うことにより、合理的・効果的な監査に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
日原　道行	他の会社の出身者										△			
柿原　康一郎	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
日原　道行	○	日原氏は、当社の主要取引銀行である株式会社みずほ銀行の出身者であります。株式会社みずほ銀行は、複数ある主要な借入先の一つであり、当社の意思決定に著しい影響を及ぼす取引先ではありません。また、同氏は、同行を退職してから10年以上が経過しており、同行の意向に影響される立場にありません。	同氏は、過去の複数の金融機関における豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社のコーポレート・ガバナンス強化に十分貢献していただけると判断し、社外監査役に選任しております。 また、同氏と当社の間で、人的関係、取引関係、資本的関係等の特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。

柿原　康一郎	○	柿原氏は、当社の主要取引銀行である株式会社三井住友銀行の出身者であります。株式会社三井住友銀行は、複数ある主要な借入先の一つであり、当社の意思決定に著しい影響を及ぼす取引先ではありません。また、同氏は、同行を退職してから10年以上が経過しており、同行の意向に影響される立場にありません。	同氏は、過去の金融機関での豊富な経験および日本コークス工業株式会社の取締役副社長としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社のコーポレート・ガバナンス強化に十分貢献していただけると判断し、社外監査役に選任しております。 また、同氏と当社の間で、人的関係、取引関係、資本的関係等の特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役および社外監査役の独立性に関する基準等は定めておりません。
当社は、豊富な経験に基づく高い見識や専門的な知見を有する方から社外取締役および社外監査役を選任しております。その中から東京証券取引所の定めに基づく独立性に関する要件を満たしている方を独立役員として選任しており、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、取締役報酬の一部分につき会社業績を考慮して支給しておりますが、取締役へのインセンティブ付与に関する施策について、今後導入効果を見極めながら検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書に全取締役の総額を開示しております。
平成27年3月期における当社の役員報酬は以下のとおりです。
役員報酬　取締役（社内）に支払った報酬　160百万円
取締役（社外）に支払った報酬　1百万円
監査役（社内）に支払った報酬　12百万円
監査役（社外）に支払った報酬　5百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

会社の業績および社会情勢を勘案して決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

原則として月１回開催しております定例取締役会開催日時を、あらかじめ年度当初に設定しております。
社外取締役および社外監査役に対し、取締役会事務局（総務人事部）は、定例取締役会に上程される議案につき、資料および情報提供等を行うとともに、必要に応じて補足説明を行っております。また、議案の内容によっては、取締役会の開催前に資料を提供し、事前に意見を伺っております。
監査役会において、常勤監査役は重要な会議の状況や、重要な決裁書類等について、社外監査役と情報を共有するとともに、社外監査役が希望する場合は、自らの監査を行使できる体制としております。
なお、社外役員の庶務事項に関しましては総務人事部がサポートする体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社の機関の内容および監査・監督の内容は以下のとおりです。

（1）会社の機関の内容
取締役は8名であり、そのうち2名が社外取締役です。取締役会は、当社の業務執行に関する重要事項を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、原則毎月1回以上開催しております。
当社は、経営における意思決定・監督機能と執行機能を分離し、迅速かつ効率的な経営を推進するため、執行役員制度を採用しております。
また、当社は、取締役会における審議内容の充実を図るため、経営上の重要案件について審議する機関として、常勤取締役や執行役員を中心としたメンバーで構成される「経営会議」および各種委員会を設けており、これらの機関で十分な審議が尽くされた案件を、取締役会に付議することとしております。

（2）監査役および監査役会
監査役は3名であり、そのうち2名が社外監査役です。監査役は、取締役会に出席するとともに、常勤監査役は「経営会議」等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行に対する適正な監査を行うとともに、十分な情報に基づいて経営全般に関して幅広く監査を行っております。

（3）内部監査室
社長直轄の組織の内部監査室が、各年度毎に内部監査計画を策定し、「内部監査規程」に基づき、日常の業務の適正性、合理性、効率性を監査するため、原則年1回、グループ会社を含めた全部門を対象に監査を実施し、改善策を提言しております。
また、内部監査室は、監査役および会計監査人と連携を取り、内部監査の実効性、効率性を高めております。

（4）会計監査人
当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、業務執行社員である植木暢茂、武川博一であり、2名は監査法人大手門会計事務所に所属しております。同監査法人および当社の監査業務を執行した業務執行社員と当社との間には、特別の利害関係はありません。なお、当社の会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士3名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社であり、取締役会は8名で構成され、そのうち2名が社外取締役であります。効率的かつ迅速な職務の執行と同時に、社外取締役による監督機能が適切に働く体制の確保に努めております。
また、監査役会は3名で構成されており、そのうち2名が社外監査役であります。会計監査人および内部監査室と連携し、合理的かつ効果的な監査体制を構築しております。
従いまして、現状のコーポレート・ガバナンス体制が、当社に相応しい形態であると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	毎年6月下旬に開催される株主総会の招集通知を、6月第一週目（法定期日の3営業日以上前）に発送しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャー・ポリシーとして、当社ホームページに掲載しています。 URL：http://www.rasaco.co.jp/ir/management/04.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎年個人株主向け会社説明会を5回程度開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年決算説明会を5月に、第2四半期決算説明会を11月に開催しております。なお、機関投資家向けには個別訪問を随時実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	社外コンサルタントの協力も得て、更なる充実に努めております。 URL http://www.rasaco.co.jp/ir/index.html	
IRに関する部署（担当者）の設置	社長直轄組織の経営企画室を設置し、IRを一元的に管理・実践しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の行動指針として、「法令等遵守規程」や「コンプライアンス・マニュアル」を定め、法令遵守はもとより社会規範に則った責任ある行動の啓蒙を図っております。 コンプライアンス強化の観点からは、「公益通報者保護に関する規程」を定め、通報者の保護を図るとともに、役職員からの組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談または通報の適正な処理の仕組を定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図る体制をとっております。 また、「内部情報管理および内部者取引規制に関する規程」を定め、インサイダー取引の未然防止の対応を図り、社員教育を実施しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、「環境への取組み方針」を策定し、再生コピー紙の利用やこまめな冷暖房温度の調整、照明の消灯を心掛けるほか、事業所の一部に太陽光発電設備を設置し、環境保全に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャー・ポリシーを制定し、当社ホームページに掲載しています。 URL：http://www.rasaco.co.jp/ir/management/04.html

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

1．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制ならびに子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
（1）当社および子会社（以下「当社グループ」という）は、コンプライアンス体制の確立が経営の根幹であることを深く自覚し、当社グループ共通の「法令等遵守規程」および「コンプライアンス・マニュアル」を定め、コンプライアンス重視の企業風土の構築・定着を徹底するべく、体制の強化を図ってまいります。
（2）当社総務人事部は、当社グループコンプライアンス統括部門として、グループ全ての役職員に対する継続的な啓発活動を推進すると共に、各社で役職員による自主点検を実施させることにより、コンプライアンスの徹底を図ってまいります。
（3）当社グループは、法令等違反行為を早期に発見するために、当社総務人事部を窓口とする共通のコンプライアンス・ヘルプライン（通報・相談窓口）を設置いたします。
（4）当社グループは、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶いたします。
（5）当社代表取締役社長を委員長とする「内部統制委員会」にて、取締役の主導の下、当社グループの内部統制システムの整備・運用評価を行います。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、関連資料とともに検索性の高い状態で保存・管理いたします。

3．当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループの事業活動推進にあたって、当社は、想定されるリスクの評価、対応方針、具体的対策等を「リスクマネジメント委員会」および「経営会議」にて、事前に検討した上で実施いたします。ただし、「取締役会規則」に定められた決議事項については、取締役会の決議を経て実施いたします。

4．当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）当社は、原則、月１回の定時取締役会の開催の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、当社グループの経営に関する重要事項についての意思決定を行ってまいります。また、取締役会に付議する重要事項については、必要に応じて、事前に「経営会議」にて審議し、そこでの議論を基に、取締役会に付議する体制といたします。
（2）当社グループの取締役は、職務執行状況について、各社の取締役会において適宜報告いたします。
（3）当社は、経営における意思決定・監督機能と執行機能を分離し、迅速かつ効率的な経営を推進するため、執行役員制度を採用いたします。
（4）当社グループは、「取締役会規則」、「組織規程」、「職務権限規程」等の社内規程により、役職員の役割と権限を明確にすることで、適正かつ効率的な職務の執行を図ってまいります。
（5）当社グループは、財務報告および経営資料作成のためのIT化を推進すると共に、情報共有化ツールとしての社内ポータルサイト等の一層の充実を図ってまいります。

5．当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1）当社グループは、事業活動の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に基づき、当社が子会社に対し助言・指導を行う管理体制を構築するとともに、子会社が経営上の重要事項を実施する場合は、当社取締役会にも付議することといたします。
（2）海外子会社等の事業拠点については、現地の法令を遵守し、慣習を尊重いたします。
（3）「内部監査規程」に基づき、当社の内部監査室が当社グループの内部監査を実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査いたします。
（4）当社グループは、原則月１回、当社グループの取締役等が出席する「グループ連絡会」を開催し、子会社の取締役が子会社に関する重要事項について報告することといたします。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
（1）当社グループは、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、職務を補助する使用人を置くものといたします。
（2）当社グループの監査役の職務を補助すべき使用人は、取締役から独立して専ら監査役の指示に従い職務を遂行するものとし、その評価、異動には監査役の同意を要するものといたします。

7．取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
（1）当社グループは、取締役と監査役が、重要情報を共有することを基本方針といたします。
（2）当社は、監査役が取締役会および「経営会議」等重要会議に出席し、決議事項および報告事項ならびに審議過程を把握できる体制といたします。
（3）当社グループの取締役は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見した場合には、直ちに監査役会または監査役に報告するものといたします。
（4）当社グループは、稟議書等、取締役の職務執行に関する重要な文書を、監査役の閲覧に供するものといたします。
（5）当社内部監査室は、当社グループの内部監査計画および監査結果等を当社監査役に報告いたします。
（6）当社総務人事部は、コンプライアンス・ヘルプライン（通報・相談窓口）に寄せられた当社グループの内部通報の状況等を当社監査役会に報告するものといたします。また、当社は、当該報告をしたことを理由として報告者に対して報復行為や人事処遇上の不利益な取り扱いを行うことを禁止いたします。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）当社は、代表取締役社長が監査役と定期的会合を持つことにより、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見交換を行い、相互の意思疎通を図ってまいります。
（2）当社は、会計監査人の往査および監査総評には、常勤監査役が立ち会うものといたします。
（3）当社内部監査室は、監査役との連携を密にし、監査業務の実効性と効率性を図ってまいります。
（4）当社グループの監査役は、定期的に「グループ監査役会」を開催し、意見・情報交換を行うものといたします。
（5）当社グループは、監査役から職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求があった場合は、各社担当部門において精査の上、当該費用または債務の処理をするものといたします。

9．財務報告の信頼性を確保するための体制
（1）当社取締役は、信頼に足る財務報告を作成することが社会的信用の維持・向上のために極めて重要であることを認識するとともに、財務報告の信頼性を確保するために、当社グループの役職員に対してあらゆる機会を捉えて、正しく業務を遂行すべきことが、業務の有効性および効率性を向上させる手段であることを周知徹底させるなど、内部統制の強化を図ってまいります。
（2）当社取締役は、当社グループの資産の取得、譲渡、有効利用が正当な手続きと承認のもとで適切に行われるように、資産の保全に最善の努

力をいたします。
（3）当社グループは、財務報告の作成過程において誤謬等が生じないよう、ITの活用を推進し、実効性のある内部統制システムを構築いたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムに関する基本的な考え方に基づき、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求に対しては断固としてこれを拒否することを宣言しております。反社会的勢力が介入してきたときの窓口は、コンプライアンス統括部門の総務人事部、対応責任者は、総務人事部長とし、総務人事部との円滑な連携・協力体制のもと、組織が一致して冷静な対応を行うこととしております。
また、「コンプライアンス・マニュアル」および「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、社員への対応の徹底を図っております。さらに、「中央地区特殊暴力防止対策協議会」に加盟し、研修に参加する等情報収集に努めるとともに、外部情報機関との連携も取ることができる体制としております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

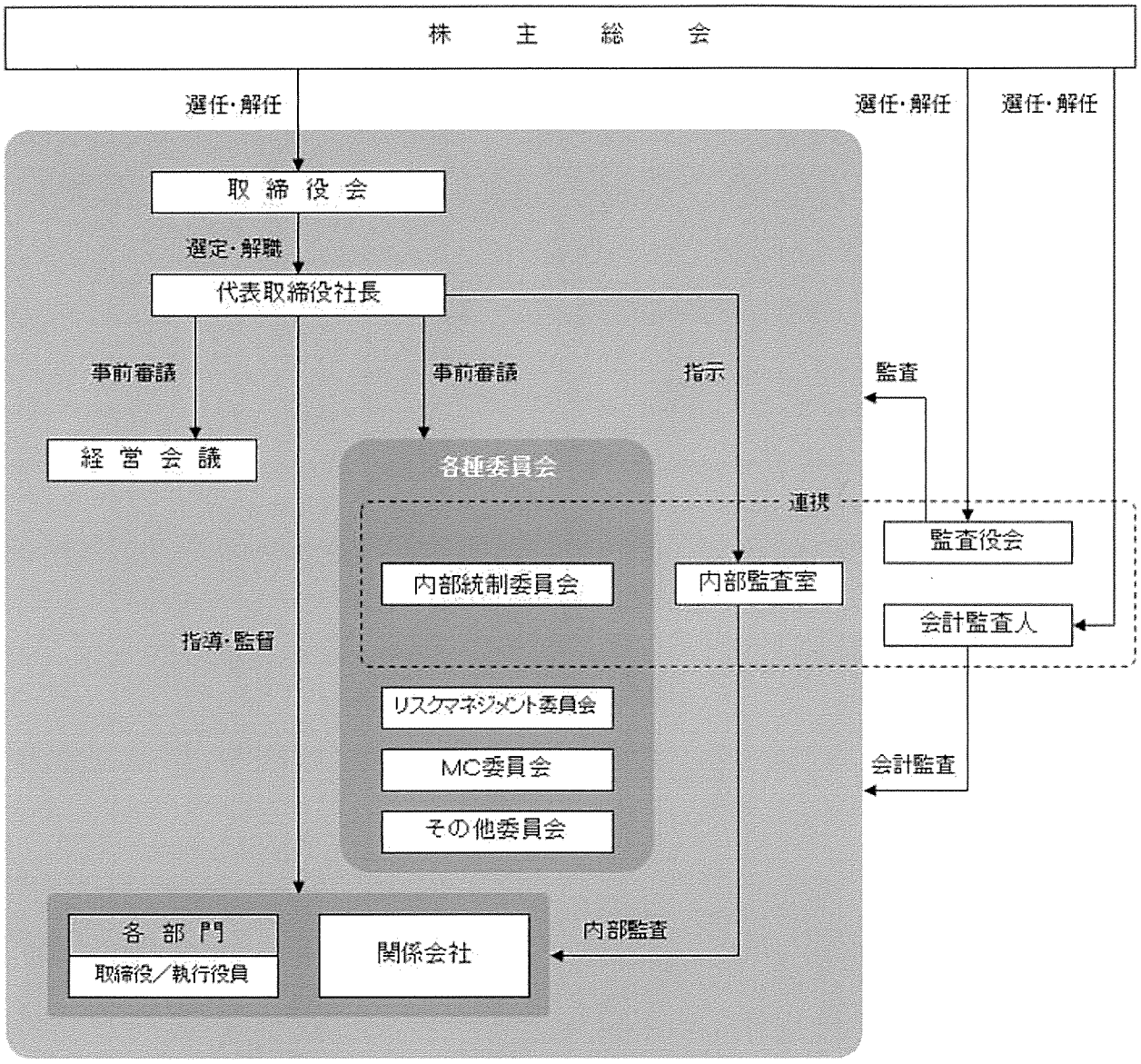
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 基本方針
当社は、証券市場において当社の企業価値に関する適正な評価を得ること、さらには経営の透明性を確保することを目的として、当社に関する情報を「公平性」に十分な配慮をしながら「積極性」をもってすべての市場参加者に伝えるよう努めてまいります。そのためには「迅速性」と「網羅性」を備えた収集体制と、十分な「適時性」、「適法性」、「正確性」を保ち、「公式性」のある手続を踏んだ分析体制を敷くこととしております。

2. 情報取扱責任者：　経営企画室長

3. ディスクロージャー・ポリシー
（1）情報開示の基準
当社は、会社法、金融商品取引法その他諸法令ならびに東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める会社情報の適時開示に関する規定（以下、「適時開示規則」）に従って情報開示を行います。投資判断に重要な影響を与える決定事実、発生事実、決算に関する情報が生じた場合には、適時開示規則の基準に沿って迅速に開示するとともに、適時開示規則に該当しない場合でも、投資家の皆様に当社を理解いただくために重要あるいは有益であると判断した情報につきましては積極的に開示します。
（2）開示の方法
適時開示規則に該当する情報につきましては、東京証券取引所が提供する「Tdnet（適時開示情報伝達システム）」へ登録し公開した後、東
京証券取引所内記者クラブ（兜倶楽部）を通じ、報道機関に対して同一情報を提供するとともに、当社ホームページに掲載します。
（3）業績予想および将来情報の取り扱い
当社が開示する業績予想、計画、戦略、目標等のうち、歴史的事実でないものは将来の見通しに関する記述であり、これらは、当社がその時点で入手可能な情報に基づき判断した見通しであり、多分に不確実な要素を含んでおります。実際の業績等は様々なリスクや不確定要因により大きく異なる可能性があります。
（4）沈黙期間
当社は、情報開示の公平性を確保するため、本決算期日ならびに各四半期決算期日の翌日から決算発表日までを「沈黙期間」とし、この期間中は決算・業績見通しに関する質問への回答やコメントを差し控えることとします。ただし、沈黙期間中に業績予想から大きな乖離が生じる見込が
出てきたときは、適時開示規則に従い、適宜、情報開示を行います。

4. 適時開示に係る社内体制
社内における適時開示の業務プロセスについては、添付模式図のとおりです。


株　主　総　会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
取 締 役 会
選定・解職
代表取締役社長
事前審議
事前審議
指示
監査
経 営 会 議
各種委員会
連携
監査役会
内部統制委員会
内部監査室
会計監査人
指導・監督
リスクマネジメント委員会
MC委員会
その他委員会
会計監査
各 部 門
取締役／執行役員
関係会社
内部監査

適時開示の業務プロセス

